

環自総発第1407012号

平成26年7月1日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 温泉主管部局長 殿

環境省自然環境局

自然環境整備担当参事官

温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴
又は飲用上の注意の掲示等について

標記については、平成26年7月1日付け環自総発第1407012号により環境省自然環境局長から通知されたところであるが、同通知の別紙の2. 温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示の基準(2) 入浴又は飲用上の注意の掲示の基準②飲用の方法及び注意、エ. (注) 1. において別に定めることとされている、温泉にひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀並びに遊離炭酸が含まれる場合の飲用量を明示する方法を下記のとおり定めたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知する。

なお、「温泉法第13条の運用について」(昭和57年5月25日付け環自施第227号環境庁自然保護局施設整備課長通知)は廃止する。

記

1. ひ素、銅、ふっ素、鉛及び水銀

(1) 1日当たりの飲用量の算出の方法

①ひ素

1日当たりの飲用量 = $(0.1 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉1kg 中に含まれるひ素の重量 (mg)

成分の総摂取量0.1mg

②銅

1日当たりの飲用量 = $(2.0 / A \times 1,000)$ mL

A : 温泉1kg 中に含まれる銅の重量 (mg)

成分の総摂取量2mg

③ふっ素

1日当たりの飲用量＝ $(1.6 / A \times 1,000)$ mL

A：温泉 1 kg 中に含まれるふっ素の重量 (mg)

成分の総摂取量1.6mg

④鉛

1日当たりの飲用量＝ $(0.2 / A \times 1,000)$ mL

A：温泉 1 kg 中に含まれる鉛の重量 (mg)

成分の総摂取量0.2mg

⑤水銀

1日当たりの飲用量＝ $(0.002 / A \times 1,000)$ mL

A：温泉 1 kg 中に含まれる水銀の重量 (mg)

成分の総摂取量0.002mg

(2) 算出された飲用量の明示の方法

① 算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉はひ素^(*)を含むため、温泉飲用の1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとすること。

② 算出された飲用量が150mL以上500mL未満の場合

この温泉はひ素^(*)を含むため、温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の量は(算出された飲用量を具体的に明示) mLまでとすること。

(*) 飲用量が制限される要因となる成分(ひ素、銅、ふっ素、鉛又は水銀)を記載する。

③ 算出された飲用量が500mL以上の場合

温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の量はおよそ200～500mLまでとすること。

(注)

算出された飲用量が500mL以上の場合は、温泉の1日の飲用量を越えているため、明示することを要しない。

2. 遊離炭酸

(1) 1回当たりの飲用量の算出の方法

1回当たりの飲用量＝ $(1,000 / A \times 1,000)$ mL

A：温泉 1 kg 中に含まれる遊離炭酸の重量 (mg)

成分の総摂取量 1000mg（1回につき）

（２）算出された飲用量の明示の方法

① 算出された飲用量が150mL未満の場合

この温泉は遊離炭酸を含むため、温泉飲用の１回の量は（算出された飲用量を具体的に明示）mLまでとし、その１日の量はおよそ200～500mLまでとすること。

② 算出された飲用量が150mL以上の場合

温泉飲用の１回の量は一般に100～150mL程度とし、その１日の量はおよそ200～500mLまでとすること。

（注）

算出された飲用量が150mL以上の場合は、温泉の１回の飲用量を越えているため、明示することを要しない。